

川崎市病院局債権対策実施要綱

(目 的)

第1条 川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号。以下「債権管理条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、川崎市立病院における入院・外来自己負担金及びその他の使用料・手数料（以下「自己負担金等」という。）に係る滞納債権の確保と事務処理（以下「債権対策」という。）を円滑かつ着実に実施するため、実施要綱を定める。

(委員会の設置)

第2条 病院局における債権対策を円滑に推進するため、病院局債権対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、川崎市債権対策本部会議病院局債権対策部会を兼ねる。

(委員会の所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 債権対策業務の進行管理
- (2) 債権対策の実施状況のとりまとめ並びに公表に関する事項
- (3) 川崎市債権対策本部会議との調整に関する事項
- (4) 債権対策に関する調査、教育、研修に関する事項
- (5) 支払督促申立てに関する事項
- (6) その他債権対策に関する事項

(委員会の構成)

第4条 委員会に委員長を置き、病院局長をもって充てる。

2 委員は、経営企画室長、経営企画室経営企画担当課長、経営企画室経理担当課長、経営企画室経理担当係長、経営企画室資金担当係長、川崎病院事務局長、川崎病院事務局医事課長、川崎病院事務局医事課担当係長、井田病院事務局長、井田病院事務局医事課長、井田病院事務局医事課担当係長とする。

3 委員長に事故があるときは、経営企画室長がその職務を代理する。

4 委員長は、適宜委員会を招集することができる。

5 委員長は、第2項に定める委員のほか、関係する職員を委員会に出席させることができる。

6 委員会の庶務は、経営企画室経理担当が行う。

(実施機関)

第5条 債権対策は、病院局長並びに川崎病院事務局長及び井田病院事務局長の指揮監督のもと、病院局経営企画室経理担当、川崎病院事務局医事課、井田病院事務局医事課に勤務する職員（以下「担当職員」という。）が実施する。

- 2 担当職員は、川崎市債権対策本部の方針並びに委員会の意思を尊重しなければならない。

(担当職員の職務)

第6条 担当職員は、債権管理条例の運用並びに債権対策に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 委員会の所掌事務に関する事務
- (2) 委員会が実施機関に委任する事務
- (3) 滞納者リストの作成及び管理に関する事務
- (4) 滞納者への催告及び督促に関する事務
- (5) 催告・督促の状況及び成果等の報告に関する事務
- (6) その他、病院事業管理者及び病院局長が特に必要と認める事項

(滞納者リスト)

第7条 川崎病院事務局医事課及び井田病院事務局医事課の担当職員は、院内関係部署との連携体制や患者情報収集に関するノウハウを活用し、病院毎の滞納者リストを定期的に作成しなければならない。

- 2 滞納者リストの様式は、別表のとおりとする。
- 3 滞納者リストの作成にあたっては、支払能力が認められる者を催告及び督促の対象者（以下「対象者」と言う。）として明らかにするものとし、催告及び督促の状況がリスト上で把握できるものとする。
- 4 滞納者リストにおいて対象者としなかった者のうち、生活保護医療扶助費等の諸施策の案内が可能な者に対して、面談等の手段により可能な限り支払いへの協力を求めなければならない。
- 5 川崎病院事務局医事課長及び井田病院事務局医事課長は、適宜対象者への催告及び督促の実施状況を監督しなければならない。

(催告及び督促)

第8条 川崎病院事務局医事課及び井田病院事務局医事課の担当職員は、滞納者への催告の実施にあたっては、特段の事情がある場合を除き、次の各号に定める手法を用いる。

- (1) 自己負担金等の請求後90日を経過するまでに文書による催告を2回以上行い、自己負担金等の請求後90日を経過してもなお支払いがない場合は、当該滞納債権の回収業務等について弁護士等へ委託する。

なお、回収業務等の委託は、自己負担金等の請求後90日を経過したものを1月単位でまとめて行う。

- (2) 前号における委託後90日を経過しても支払いがない場合は、支払督促申立ての予告を行う。

なお、当該予告は前号における委託を受託した弁護士等に行わせることができる。

(催告書)

第9条 川崎病院事務局医事課及び井田病院事務局医事課の担当職員は、前条第1号に基づき滞納者へ文書による催告を行う場合は、回収業務等の委託等の特段の事情がある場合を除き、原則として次の文言を掲載するものとする。

(1) 自己負担金等の請求後90日以下の場合

指定期日までに納付されず、連絡もない場合には、所定の手続きにより処理いたします。

(2) 自己負担金等の請求後90日を経過した場合

指定期日までに納付されず、連絡もない場合には、貴方に納付する意思が見られないと判断し、法的措置等により対処することがございます。

(支払督促申立て予告書)

第10条 川崎病院事務局医事課及び井田病院事務局医事課の担当職員は、第8条第2号に基づき滞納者へ支払督促申立て予告書を送付する場合は、回収業務等の委託等の特段の事情がある場合を除き、原則として次の各号に掲げる文言を全て掲載するものとする。

(1) 再三の催告にも関わらず連絡をいただけない状態です。

(2) このまま不履行を継続しますと、任意での納付は困難と判断し、不本意ながら簡易裁判所へ支払督促を申立てざるを得ません。

(3) つきましては次の期限までに支払いをお願いします。支払期限 ○年○月○日()

(4) なお、支払督促が申し立てられた場合には、最終的に貴方の財産が差し押さえられることがあります。

2 滞納者に支払督促申立て予告書を送付する場合は、原則として内容証明郵便を活用するものとする。

(債権対策を行うに当たっての責務)

第11条 担当職員は、債権対策を行うに当たっては、公正を旨とし、もって市民の信託に応えなければならない。

2 担当職員は、滞納者の情報について適切に管理しなければならない。

(その他)

第12条 この要項に定められていない事項については、別途病院局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第7条関係）

入院・外来自己負担金 滞納者リスト											病院		
納入者CD	納入者名	調定日	年度			年度			年度			基準日	督促情報
			入院	外来	小計	入院	外来	小計	入院	外来	小計		